

2010年 2月 8日
(平成22年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護審査会
会 長 篠崎 百合子

診療報酬明細書に係る管理情報開示拒否決定に対する異議申立てについて (答申)

2009年(平成21年)10月29日付け(諮問第20号)で諮問された「異議申立人の平成21年2月・3月〇〇神経科・内科(以下「本件医療機関」という。)受診分の診療報酬明細書」に係る管理情報全部非開示処分に対する異議申立てについて、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

藤沢市長(以下「実施機関」という。)が、異議申立人の行った「本人の平成21年2月・3月本件医療機関受診分の診療報酬明細書」(以下「本件文書」という。)の管理情報開示等請求について、藤沢市個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)第23条第3号の規定に基づき、2009年(平成21年)9月1日付けでした管理情報全部非開示処分は妥当でなく、全部開示すべきである。

第2 本件諮問までの経過

- 1 異議申立人は、2009年(平成21年)8月26日、実施機関に対し、条例第20条により、平成21年2月・3月本件医療機関受診分の診療報酬明細書について、管理情報の開示請求をした。
- 2 実施機関は、2009年(平成21年)9月1日付けで、管理情報の開示請求に係る本件文書につき、全部非開示とした管理情報開示拒否決定をした。
- 3 異議申立人は、2009年(平成21年)10月26日、実施機関に対し、前記管理情報開示拒否決定の取消しを求める異議申立てをした。
- 4 実施機関は、同年10月29日付けで、藤沢市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に対し、本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 診療報酬明細書の開示につき厚生労働省は、本人の診療上支障が生じない旨

を確認することとしているが、異議申立人はすでに本件医療機関との診療関係は存続しておらず、今後の診療上の支障が生ずることはありえない。

- 2 診療報酬明細書の開示は本件医療機関が適正な医療行為を行ったかをチェックする機能もあわせもつのであって、開示非開示の決定を本件医療機関の意見に委ねるべきではない。

第4 実施機関の主張要旨

- 1 条例第30条第1項による第三者照会に対し、本件医療機関は、開示により異議申立人の症状が増悪する可能性大と思われる、として開示に反対する意見書を提出した。
- 2 診療報酬明細書は、傷病名等診断の結果が記載されたものであるところ、上記意見を参考にし、開示することにより今後の病気治療上支障をきたすおそれがあり、条例第23条第3号に該当すると判断した。

第5 審査会の判断理由

- 1 本件文書は、異議申立人の本件医療機関受診にかかる平成21年2月分及び3月分の診療報酬明細書であり、同文書には、傷病名、診療開始日、診療実日数、診療内容等が記載されている。
- 2 診療報酬明細書の開示については、個人情報保護に関する法律に基づき厚生労働省が平成16年12月27日に「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（以下、単に「ガイドライン」という。）を定めている。実施機関には個人情報保護に関する法律の適用はなく、したがってガイドラインの対象外であるが、医療保険分野における個人情報保護の精神は同一であることから、条例の適用にあたってガイドラインに留意することが求められる。
- 3 条例第23条第3号は、「開示請求者の指導、診断、評価、選考等に関する情報であって当該開示請求者に知らせないことが正当と認められるもの」については、例外的に当該開示請求に係る管理情報を開示する義務を負わない旨規定している。「診断」に関する情報については、病名等診断の結果が記載された情報であって、開示すると本人に悪影響を与えるものがこれにあたると解される。そして、この点につき、上述のとおり実施機関は本件文書の開示によって今後の病気治療上支障をきたすおそれがある旨主張し、また、本件医療機関は開示により異議申立人の症状が増悪する可能性大との意見を述べている。

そこで、本件文書の開示により、異議申立人に悪影響を与えると認められるかについて検討する。

一般に診療行為を行うにあたって、医師は現在の症状及び診断病名、予防、処置及び治療の方針、処方する薬剤についての薬剤名・服用方法・効能・特に注意を要する副作用等について診療情報提供を行うべきものとされている（日

本医師会「診療情報の提供に関する指針」等）。したがって、本件文書に記載されている情報である傷病名、診療内容等について本人に知らせないことが正当と認められるのは、傷病名の告知自体が患者に苦痛を与えたり、明らかに今後の治療に支障をきたすなどの具体的事情がある場合に限られよう。

本件においては、実施機関によれば本件医療機関は患者である異議申立人自身が来院すれば直接傷病名等を説明すると述べているとのことであるから、傷病名の告知自体が異議申立人に悪影響を与える具体的事情があるとは認められない。また、実施機関は今後の病気治療上支障をきたすおそれがある旨主張するが、異議申立人は平成21年2月に3回、3月に1回受診した後通院しておらず、今後、本件医療機関を受診する意思もないとの意向を表明しているのであって、本件医療機関における治療上の支障を考慮する必要はないし、開示により他医療機関での治療に支障をきたすおそれがあることをうかがわせる事情も存しない。

以上によれば、本件文書の開示により異議申立人に悪影響を与えるとは認められず、条例第23条第3号該当性はない。

- 4 なお、本件医療機関に対する意見照会は、前述のとおり、条例第30条第1項（開示請求に係る管理情報に実施機関及び開示請求者以外のものに関する情報が含まれているとき）に基づき実施されているが、実施機関は非開示決定の根拠として条例第23条第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）をあげていないことから、この点についての判断は必要ない。

しかし、念のため検討すると、ガイドラインは、異議申立人も指摘するとおり、「レセプトの情報の中には、被保険者等の保有個人データであって、当該レセプトに係る診察をした医師の保有データでもあるという二面性を持つ部分が含まれるものの、そもそもレセプト全体が被保険者等の保有個人データであることから、被保険者等本人から開示の求めがあった場合に、その二面性があることを理由に全部又は一部を開示しないことはできない。」としている。

- 5 よって、実施機関が本件文書について管理情報全部非開示決定をした処分は妥当でなく、全部開示すべきであると判断する。

以 上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
2009. 10. 29	諮問
2009. 11. 10	市長から審査会へ拒否決定に係る管理情報及び意見書の提出
2009. 12. 1	異議申立人から審査会へ意見書の提出
2009. 12. 21	第1回審査会 実施機関からの意見聴取 審議
2010. 1. 25	第2回審査会 審議
2010. 2. 8	答申

第11期藤沢市個人情報保護審査会委員名簿

(任期：2008年4月1日～2010年3月31日)

氏 名	役 職 名 等
大 淵 辰 雄	医師
○ 小 澤 弘 子	弁護士
◎ 篠 崎 百合子	弁護士
田 中 則 仁	神奈川大学経営学部教授
吉 田 眞 次	公認会計士

◎会長 ○職務代理者